

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年8月3日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 15 件 |
| 厚生年金保険関係 | 15 件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1 件 |
| 厚生年金保険関係 | 1 件 |

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200019 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200007 号

第1 結論

請求者の A 事業所(現在は、B 事業所)における請求期間の標準賞与額を 41 万 9,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 27 年 7 月 27 日

私は、A 事業所から請求期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、A 事業所から請求者に対して請求期間に 41 万 9,000 円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかったものの、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出(厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 8 月 31 日年金事務所受付)していることから、年金事務

所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200020 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200008 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を16万5,000円、請求期間②の標準賞与額を17万円、請求期間③の標準賞与額を16万5,000円、請求期間④の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。預金通帳及び請求期間④の賞与支給明細書を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は16万5,000円、請求期間②は17万円、請求期間③は16万5,000円、請求期間④は17万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200021 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200009 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を12万1,000円、請求期間②の標準賞与額を37万8,000円、請求期間③の標準賞与額を37万9,000円、請求期間④の標準賞与額を37万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月28日

③ 平成28年7月27日

④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、A事業所から請求者に対して請求期間①は12万1,000円、請求期間②は37万8,000円、請求期間③は37万9,000円、請求期間④は37万8,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200022 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200010 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を34万2,000円、請求期間②の標準賞与額を31万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日

私は、A事業所から請求期間①及び②の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①及び②の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、A事業所から請求者に対して請求期間①は34万2,000円、請求期間②は31万6,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について、回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①及び②について、健康保険厚生年金保険被保険者

賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200023 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200011 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を6万4,000円、請求期間②の標準賞与額を6万6,000円、請求期間③の標準賞与額を6万4,000円、請求期間④の標準賞与額を6万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与支給明細書はないが、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は6万4,000円、請求期間②は6万6,000円、請求期間③は6万4,000円、請求期間④は6万6,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について、回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200024 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200012 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を18万1,000円、請求期間②の標準賞与額を17万5,000円、請求期間③の標準賞与額を18万1,000円、請求期間④の標準賞与額を17万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月28日

③ 平成28年7月27日

④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、A事業所から請求者に対して請求期間①は18万1,000円、請求期間②は17万5,000円、請求期間③は18万1,000円、請求期間④は17万5,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200026 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200013 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を28万5,000円、請求期間②の標準賞与額を28万円、請求期間③の標準賞与額を29万7,000円、請求期間④の標準賞与額を30万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月28日

③ 平成28年7月27日

④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。預金通帳及び請求期間のうち②、③及び④の賞与支給明細書を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は28万5,000円、請求期間②は28万円、請求期間③は29万7,000円、請求期間④は30万8,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年

金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、請求者は、A事業所においては、先輩である同僚の指示により、健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届の作成等の社会保険事務は担当していたが、賞与支払届に関する業務は担当していなかった旨陳述している。また、事業主は、社会保険事務担当者として請求者の氏名を挙げておらず、事業主及び複数の同僚は、前述の請求者の先輩である同僚が社会保険事務担当者であった旨回答しており、その同僚自身も、自分が賞与支払届に関する業務を担当していた旨陳述している。これらのことから、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかったものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200027 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200014 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を31万8,000円、請求期間②の標準賞与額を32万1,000円、請求期間③の標準賞与額を32万8,000円、請求期間④の標準賞与額を32万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和63年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月28日

③ 平成28年7月27日

④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、A事業所から請求者に対して請求期間①は31万8,000円、請求期間②は32万1,000円、請求期間③は32万8,000円、請求期間④は32万1,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200028 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200015 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を28万5,000円、請求期間②の標準賞与額を25万2,000円、請求期間③の標準賞与額を28万8,000円、請求期間④の標準賞与額を28万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳並びにC銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(流動性)により、A事業所から請求者に対して請求期間①は28万5,000円、請求期間②は25万2,000円、請求期間③は28万8,000円、請求期間④は28万7,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標

準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200031 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200016 号

第1 結論

請求者のA社における平成30年4月13日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成30年4月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成30年4月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年4月13日

私は、A社から請求期間に賞与の支払いを受けたが、当該賞与の年金記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る請求期間の賃金台帳、賞与明細書及び同社の回答により、請求者は、請求期間において事業主から196万5,000円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請

求期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届について、社会保険事務の前任者が請求期間前に急に退職したため引継ぎがうまくできず、後任者が請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念した旨回答しており、また、請求者は、同社の代表取締役として経営全般及び最終権限決定の業務を行っており、社会保険事務に關与していなかった旨回答している上、日本年金機構は、同社における厚生年金保険料の滞納はなく、滞納処分票は作成されていない旨回答していることから、代表取締役である請求者が意図的に請求期間に係る賞与の届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200033 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200017 号

第1 結論

請求者の A 事業所(現在は、B 事業所)における請求期間①の標準賞与額を 7 万 7,000 円、請求期間②の標準賞与額を 7 万 6,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 41 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 27 年 7 月 27 日
② 平成 27 年 12 月 28 日

私は、A 事業所から請求期間①及び②の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。預金通帳及び請求期間②の賞与支給明細書を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A 事業所から請求者に対して請求期間①は 7 万 7,000 円、請求期間②は 7 万 6,000 円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について、回答を得られなかつ

たものの、事業主は、請求期間①及び②について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200034 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200018 号

第1 結論

請求者の A 事業所(現在は、B 事業所)における請求期間①の標準賞与額を 29 万 2,000 円、請求期間②の標準賞与額を 26 万 2,000 円、請求期間③の標準賞与額を 29 万 5,000 円、請求期間④の標準賞与額を 29 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成3年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A 事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。金融機関から取り寄せた預金取引明細表(流動性)を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金取引明細表(流動性)及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A 事業所から請求者に対して請求期間①は 29 万 2,000 円、請求期間②は 26 万 2,000 円、請求期間③は 29 万 5,000 円、請求期間④は 29 万 4,000 円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年

金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について、回答を得られなかつたものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200035 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200019 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を28万8,000円、請求期間②の標準賞与額を29万4,000円、請求期間③の標準賞与額を28万8,000円、請求期間④の標準賞与額を29万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、A事業所から請求者に対して請求期間①は28万8,000円、請求期間②は29万4,000円、請求期間③は28万8,000円、請求期間④は29万4,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主への照会を希望していないことから、事業主に対し、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会をすることができないものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200036 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200020 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を36万6,000円、請求期間②の標準賞与額を38万1,000円、請求期間③の標準賞与額を40万6,000円、請求期間④の標準賞与額を44万3,000円、請求期間⑤の標準賞与額を43万円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

請求期間②から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成26年7月9日
② 平成27年7月27日
③ 平成27年12月28日
④ 平成28年7月27日
⑤ 平成28年12月27日

請求期間①について、私は、A事業所から産前産後休業期間中に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録がない。

請求期間②から⑤までの各期間について、私は、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。

請求期間①から⑤までの各期間の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑤までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者申出書及びオンライン記録によると、事業主は、請求期間①を含む平成 26 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日までの期間について請求者が産前産後休業を取得した旨の届出を行っていることが確認できる。事業主から健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者申出書の提出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 において、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収は行われない旨定められているところ、請求者は請求期間①において A 事業所から賞与の支払を受けているが、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが、請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により確認できる。

請求期間①に係る標準賞与額については、当該賞与支給明細書により確認できる賞与額から 36 万 6,000 円とすることが妥当である。

請求期間②から⑤までの各期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、請求者は、A 事業所から請求期間②は 38 万 1,000 円、請求期間③は 40 万 6,000 円、請求期間④は 44 万 3,000 円、請求期間⑤は 43 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主への照会を希望していないことから、事業主に対し、請求期間②から⑤までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会をすることができないものの、事業主は、請求期間②から⑤までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 8 月 31 日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間②から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200041 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200021 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を49万5,000円、請求期間②の標準賞与額を50万円、請求期間③の標準賞与額を49万8,000円、請求期間④の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、A事業所から請求者に対して請求期間①は49万5,000円、請求期間②は50万円、請求期間③は49万8,000円、請求期間④は50万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主への照会を希望していないことから、事業主に対し、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会をすることができないものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200018 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200022 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から昭和 55 年 8 月 25 日まで

私は、A社のB営業所(以下「B営業所」という。)に昭和 54 年 9 月 1 日に入社し、昭和 57 年 9 月 20 日に退職しているが、厚生年金保険被保険者記録によると、A社における昭和 55 年 8 月 25 日から昭和 57 年 9 月 21 日までの厚生年金保険被保険者記録はあるものの、昭和 54 年 9 月 1 日から昭和 55 年 8 月 25 日までの厚生年金保険被保険者記録がない。B営業所には約 3 年間勤務した記憶があり、雇用が一時的に切れたことも労働条件の変更もなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B営業所に昭和 54 年 9 月 1 日から昭和 57 年 9 月 20 日まで継続して勤務していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、C県 D 市に所在した A 社において昭和 55 年 8 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和 57 年 9 月 21 日に喪失していることが確認できるものの、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A 社 B 営業所において、厚生年金保険被保険者記録と符合する昭和 55 年 8 月 25 日に資格取得し、昭和 57 年 9 月 20 日に離職していることが確認できることから、当該期間は、C 県に所在していた A 社ではなく、B 営業所に勤務していたと判断できる。

また、オンライン記録によると、A 社 B 営業所は、請求期間を含む昭和 46 年 3 月 1 日から昭和 55 年 6 月 2 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認

できるところ、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 55 年 6 月 2 日に A 社 B 営業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した 16 人全員が同日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該 16 人のうち 13 人が同日以降も A 社 B 営業所において雇用保険に継続して加入していることが確認できる上、請求者が A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 55 年 8 月 25 日前後に A 社の厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の者の雇用保険の加入記録が A 社 B 営業所であることが確認できることから、A 社 B 営業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 55 年 6 月 2 日以後に A 社 B 営業所で勤務していた者は、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していたと判断できる。

しかしながら、A 社の閉鎖登記簿謄本によると、A 社は、昭和 59 年 10 月 * 日に破産宣告され、平成 4 年 10 月 * 日に破産終結されている上、A 社の代表取締役及び役員は既に亡くなっている又は住所が特定できないことから、請求者の A 社又は A 社 B 営業所での勤務実態、厚生年金保険に係る届出、厚生年金保険料の納付及び給与からの控除について確認できない。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求期間において、A 社又は A 社 B 営業所の加入記録は確認できない上、請求期間のうち昭和 55 年 3 月 13 日から同年 4 月 21 日まで他事業所における加入記録が確認できることから、請求者が A 社又は A 社 B 営業所において請求期間に継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録により、請求者が A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 55 年 8 月以降に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、B 営業所に勤務していたと考えられる者で所在が判明した複数の同僚に対して行った文書照会により自身が B 営業所で勤務し、8 月に入退社したと回答があった者のうちの一人は、請求者は同月より前には B 営業所に勤務していないと記憶している旨回答している上、A 社 B 営業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 55 年 6 月 2 日に A 社 B 営業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち所在が判明した複数の同僚に対して行った文書照会により A 社 B 営業所で勤務したと回答があった者のうちの一人は、自身は昭和 54 年 5 月に A 社 B 営業所に入社したが、自分の後に同年中に B 営業所において採用された者はいなかった旨回答していることから、請求期間に係る請求者の B 営業所における勤務実態は確認できない。

加えて、A 社 B 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。